

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール
- 2 指定管理者 鳥取市東町一丁目220番地
公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭 男
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。